

第9号

つくる会ニュース



「つくる会」イメージキャラクター

気合、入っています！



「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」の活動状況を報告します！

自治基本条例は、住民参画や住民協働、情報の共有など、まちづくりの基本原則を定め、自治体運営のルールとなるものです。

そのルール（条例）の素案づくりを、現在、公募の町民のかたを中心とする「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」が行っています。

今回は、第9回の「全体会議」と「ワークショップ」の活動内容を皆さんにご報告します！

今回から、これまでの全体会議とワークショップで、仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案について、それぞれの具体的な中身（内容）とその理由（なぜ、その内容を盛り込みたいのかなど）について議論をはじめました。

第9回全体会議及びワークショップ

1月9日（土）に庁舎会議室において、「つくる会」の第9回全体会議とワークショップが行われました。

全体会議・ワークショップの内容

条例の素案に盛り込む項目案の大項目の「総論」の中項目（理念、目的、（定義））について、牛山教授から法制上のアドバイスをいただきながら、具体的な中身（内容）をどうするか、またそれを挙げる理由（考え方）について議論を進めました。

●仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む項目案（今回議論した項目部分）

大 項 目	中 項 目
I 総論	理念、目的、（定義）

今回議論した内容

【理念】 目指すべき姿やあり方、自治とは何か、個人の尊厳を尊重 など

【目的】 理念や自治の考え方を実現するために「条例」で何をを目指すのか など



全体会議・ワークショップの結果



「理念」、「目的」に入りたい内容や表現、考え方などを各グループで議論を行い、次のとおり発表がありました。

今後、議論された内容は、「作業部会」において集約を行い、条例の素案のたたき台となる案を作成し、それを基に全体で検討・議論していくことになりました。

○各グループで議論された内容（抜粋）

Aグループ	
【理念】	住民と行政が共に公共の領域を担い、地域社会を築いていく など
【目的】	自治の基本理念、住民の権利義務、行政・議会の責務を明確にする など
Bグループ	
【理念】	公共について考え、地域と関わり、人に優しい町民を実現する など
【目的】	自治の基本理念、自立した地域社会 など
Cグループ	
【理念】	先人の努力に対する敬意や自主自立の地域自治、次世代への伝承 など
【目的】	自分たちの町は自分たちの手で築く自治の精神を町民・議会・行政で共有する など

なお、（定義）は、今後の議論の中で検討していくことになりました。

「つくる会」では、現在、仮に仕分けした、「条例」の素案に盛り込む「項目案」について、それぞれの具体的な中身（内容）とその理由（なぜ、その内容を盛り込みたいのかなど）について議論をはじめました。

そこで、町民の皆さんからもご意見等をいただきながら、さらに議論を深めていきたいと考えております（議論の内容によっては、大項目と中項目の変更・削除なども生じてきます。）。

例えば…「その大項目と中項目は、これからの白岡町に必要なものなのか」、「このような内容にしたらどうだろうか」などできるだけ多くの皆さんの声をお聞かせいただき、その「想い」を、この素案に反映させていくことで、さらに「白岡町らしさ」を出した条例にしていきたいと考えています。

ぜひ、ご意見等を担当まで電話やファックス、メールなどでお寄せください。

全体会議及びワークショップで議論され、全体で確認された内容については、広報紙では紙面の制約がありますので、町のホームページに掲載するとともに、冊子にして役場庁舎や主な公共施設に設置します。

問合せ 町民活動推進課 住民協働担当 電話 92-1111（内線353）

FAX 92-9096 E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

インターネットからは、**白岡町自治基本条例** **検索**

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/kyodo/jichi.html>

なお、「つくる会」の活動状況は、まとまり次第、この「つくる会ニュース」でご報告いたします。

